（案）

令和７年度

契第　あ－2 号

電　力　供　給　契　約　書

電　力　供　給　契　約　書

支出負担行為担当官　第九管区海上保安本部長　猪瀬　雅樹(以下「甲」という。)と●●●●●株式会社　代表取締役　●●　●●（以下「乙」という。）とは、「金沢港五郎島埠頭ほか２箇所で使用する電気の調達（高圧）」について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、別添仕様書に基づき、金沢港五郎島埠頭ほか２箇所で使用する電力需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（需要場所及び契約期間）

第２条　乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする

供給場所

（１）石川県金沢市五郎島町

金沢港五郎島埠頭（巡視船はくさん）

金沢港五郎島埠頭（巡視船のと）

（２）富山県射水市庄西町２丁目

伏木富山港伏木区右岸２号岸壁（巡視船のりくら）

（３）富山県射水市海王町

伏木富山港新湊区海王岸壁（巡視船やひこ）

供給期間

令和７年４月１日午前０時から令和８年３月３１日午後１２時まで

（契約金額）

第３条　契約金額は次のとおりとし、消費税額及び地方消費税相当額を含むものとする。

（１）金沢港五郎島埠頭（巡視船はくさん）

（巡視船のと）

基本料金単価		2,151.96 円/kW・月
電力量料金単価	ピーク時間	27.88 円/kWh
	夏季昼間	27.88 円/kWh
	その他の季節	27.88 円/kWh
	夜間時間	25.86 円/kWh

（２）伏木富山港伏木区右岸２号岸壁（巡視船のりくら）

伏木富山港伏木区右岸２号岸壁（巡視船のりくら）

基本料金単価		2,151.00 円/kW・月
電力量料金単価	ピーク時間	27.88 円/kWh
	夏季昼間	27.88 円/kWh
	その他の季節	27.88 円/kWh
	夜間時間	25.86 円/kWh

伏木富山港新湊区海王岸壁（巡視船やひこ）

基本料金単価		2,151.00 円/kW・月
電力量料金単価	ピーク時間	27.88 円/kWh
	夏季昼間	27.88 円/kWh
	その他の季節	27.88 円/kWh
	夜間時間	25.86 円/kWh

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２７条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額とする。

３　乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲及び乙が協議のうえ、変更後の電力契約標準約款に基づき価格を改定できる。

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第６条　甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、契約電力が 500 キロワット以上となる場合は、甲と乙とが協議の上決定するものとする。

２　契約電力が 500 キロワット以上の契約において、甲が前項の規定によらず

契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲及び乙が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において、決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

（計量及び検査）

第８条　乙は原則として毎月末日の 24 時（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第９条　料金の算定は１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第１０条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（料金の請求及び支払）

第１１条　乙は、第９条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第４条第１項に定める契約金額（従量料金単価）を乗じて得た額（ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額又は差引きした額とする。）と契約電力に第３条第１項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額を合計した額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加算した金額を需要施設ごとに算定し、需要施設ごとの明細と併せて１月ごとに甲に請求するものとする。

２　甲は、第１項の支払の請求があったときは、請求書受領後３０日以内に乙に支払わなければならない。

３　前項の期間内に甲の支払がない場合は、期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰することのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（秘密の保持）

第１２条　甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

２　乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

（事情変更）

第１３条　甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議のうえ、本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲は、下記各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

（３）　本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。

（４）　前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

（５）　この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

（６）　乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。

２　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

（７）　乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第１５条　前条第１項により甲がこの契約を解除した場合（ただし、同条同項第６号の場合を除く。また、同条同項第１号または第２号の場合については乙の責めに帰すべき事由による場合に限る。）、前条第２項により甲がこの契約を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額の合計金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１６条　甲は、契約の解除（第１４条第１項第２号による場合を除く。）及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第１７条　　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指

定する期間内に支払わなければならない。

（１） この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

（２） 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３） 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４） この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第１８条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自１通保有する。

令和７年４月１日

	住　所	新潟県新潟市中央区美咲町１丁目２番１号
甲		支出負担行為担当官
	氏　名	第九管区海上保安本部長　猪瀬　雅樹

	住　所	●●●●
乙	氏　名	●●●●株式会社
		代表取締役　●●●●